

INUYAMA CITY LIBRARY
図書館年報
REPORT ANNUAL
2024年度(令和6年度)

令和5年度実績



シンエイライフ
犬山ライブラリー
(犬山市立図書館)

市立図書館基本方針

1. 図書館資料の充実

- 多様なニーズに対応した資料の充実
- 郷土の歴史や文化に関する資料の充実
- 電子媒体による情報提供の充実

2. 図書館ネットワークの充実

- 学校図書館との連携強化
- 広域連携の強化

3. 読書の普及啓発

- 家庭・地域・学校などにおける読書の推進
- 子ども読書活動の推進

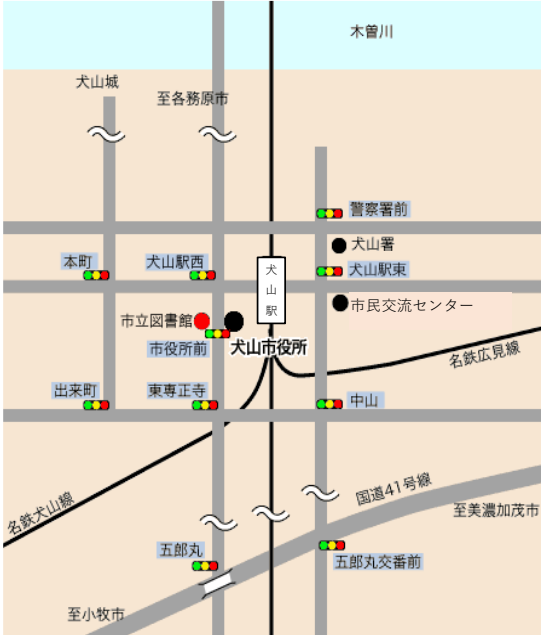
犬山市は、第6次犬山市総合計画で、市立図書館が位置する生涯学習の分野では「子どもから大人まで、誰もが楽しく学び活躍できるまち」を目指す姿としています。この実現に向けて、情報通信技術の発展に伴い、活字離れが進み、読書に対する市民のニーズや、読書の楽しみ方が変化する中で、市民の多様なニーズに合わせた図書の拡充や読書の普及啓発を進めることが必要です。市民の生涯学習を支えるため、多様な資料や情報を収集し、提供するとともに、図書館のICT化を進め、読書環境を整え、いつでも気軽に情報を得られるよう図書館機能の充実を図ります。

目 次

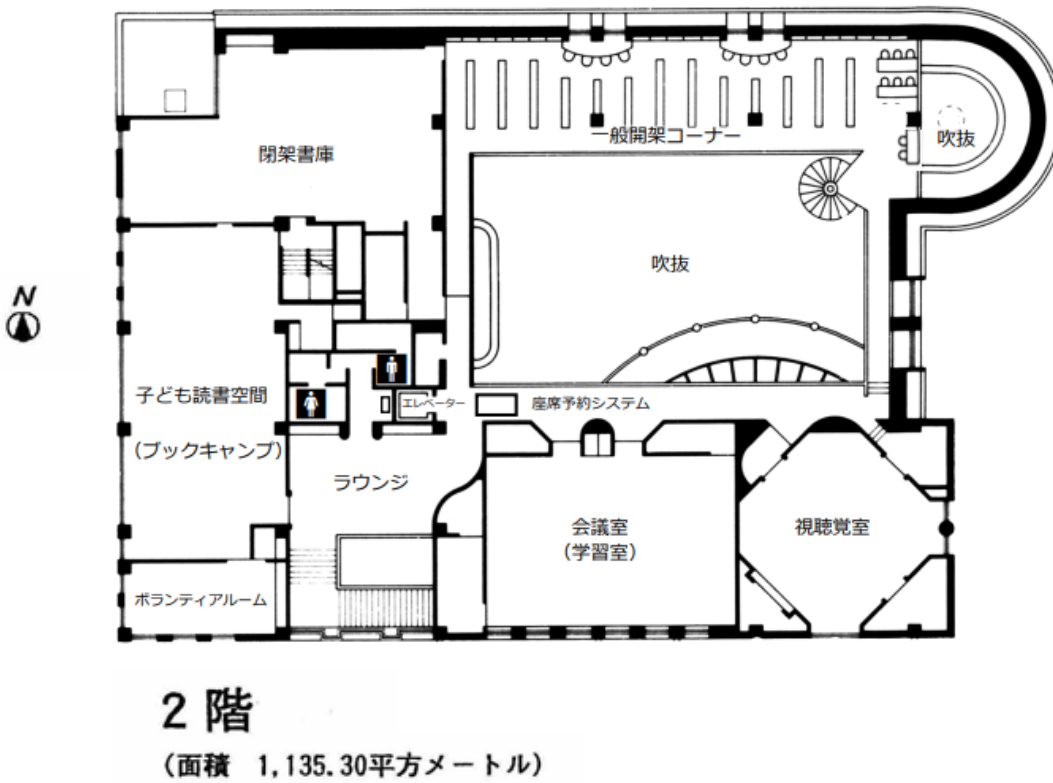
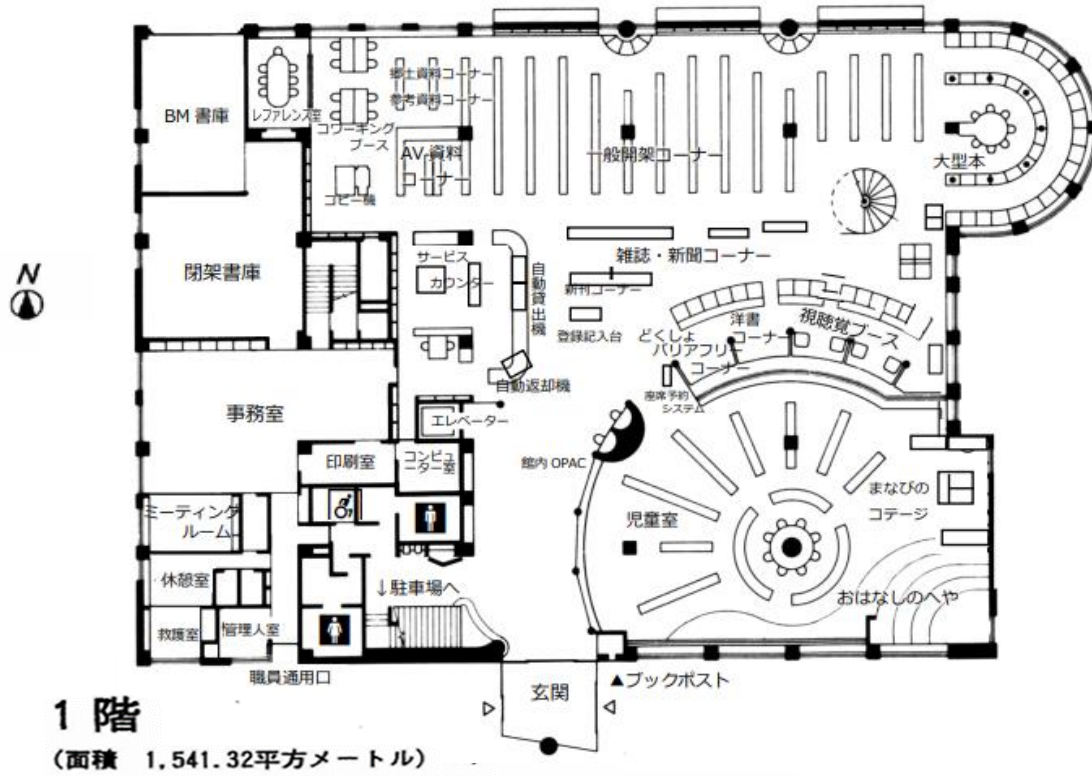
1 . 図書館の概要	1
(1) 建物の概要	1
(2) 平面図	2
(3) 利用案内	3
(4) 「団体貸出」対象校（園）一覧	5
(5) 職員体制・機構図	6
(6) 図書館関係予算	7
(7) 図書館協議会	8
2 . 図書館資料	9
(1) 図書館資料（蔵書統計）	9
(2) 視聴覚資料（A V 資料）	10
(3) 所蔵新聞	10
(4) 所蔵雑誌	11
(5) 特別コレクション	12
3 . 利用統計	14
(1) 図書貸出冊数	14
(2) 利用者数	14
(3) 視聴覚資料利用点数	14
(4) 登録者数	15
(5) 予約受付数	15
(6) リクエスト受付数	15
(7) コピーサービス利用枚数	15
(8) 学習室利用人数	15
(9) ホームページ資料検索アクセス回数	15
(10) 本の寄贈	16
(11) 相互貸借冊数	16
(12) 年間最多利用図書・ベストリーダー	17
4 . 利用状況の推移	18
5 . 図書館実施事業	19
(1) 行事	19
(2) ボランティアグループ等	25
6 . 図書館のあゆみ	26
7 . 条例及び規則、要綱	29

1. 図書館の概要

(1) 建物の概要

所在地	犬山市大字犬山字東古券322番地1		駐 車 場	73台分（地上18台、地下55台） ※うち、地下に車椅子専用駐車スペース（2台分）あり。		
市内位置図 	駐 輪 場	100台分（すべて地上にあり）		工 期	・ 着手 = 1989年（平成元年）2月17日 ・ 完了 = 1990年（平成2年）7月31日	
	総事業費	2,282,774千円		(内 訳)	・ 建築費 1,518,630千円	
					・ 用地費 379,906千円	
					・ 資料費 106,000千円 (図書購入費)	
					・ 備品購入費 266,688千円	
				・ 資料費 11,550千円 (視聴覚資料購入費)		
敷地面積	3,601.77平方メートル		補 助 金	国庫補助額 84,000千円		
建築面積	1,584.72平方メートル			県費補助額 30,000千円		
延床面積	5,000.63平方メートル		収 蔵 冊 数	・ 一般開架 80,000冊		
各階面積	3 階	146.68平方メートル		設計・監理業者	株式会社 和(やまと) 設計事務所	
	2 階	1,135.30平方メートル		施 工 業 者	建 築	株式会社 熊谷組名古屋支店
	1 階	1,541.32平方メートル			空 調	三建・田中建設共同企業体
	地下1階	2,138.33平方メートル			電 気	新東・文化電気共同企業体
	駐輪場	39平方メートル			給排水、衛生	共和・今井建設共同企業体
構 造	鉄筋コンクリート造 (一部は鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造)		特注家具		株式会社 名鉄百貨店	
					・ 合計 203,000冊	

(2) 平面図



(3)-1 利用案内（本館）

1. 開館時間 午前10時～午後6時（夏季期間：午前9時～午後6時）

2. 休館日 ①毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は、次の平日）

②年末年始（12月28日～1月3日）

③特別整理期間（年間15日以内）

※令和5年度の年間開館日数は290日

3. 本の貸出方法

① 貸出期間

<個人> 15日以内

<団体> 3カ月間—子ども未来園、幼稚園、小学校、中学校、児童センター

4カ月間—公民館

6カ月間—教育支援センター

② 貸出点数

図書・雑誌・地図

10点以内

紙芝居・貸出用郷土図書

3点以内

視聴覚資料（CD・DVD）

2点以内

合わせて10点以内

（楽田ふれあい図書館を含む）

③ 図書館カードによる貸し出し

愛知県、岐阜県に居住する人

※犬山市立図書館管理規則第5条第1項に基づく。

※登録時には、運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証などの氏名・住所等が確認できる証明書類が必要。

④ 予約

読みたい資料（課題図書は除く）が貸出中の場合、10点まで予約できる。うち、視聴覚資料は2点まで予約できる。

⑤ インターネットの利用による予約・貸出期間の延長（予約は市民のみ）

インターネットを利用して10点まで貸出資料・在架資料を予約することができる。また延長の手続きも行うことができる。（別途利用登録が必要）

⑥ リクエスト（市民のみ）

利用者（市民に限る）からの要望により図書館に所蔵のない本を購入もしくは他の図書館から借用（相互貸借）して提供している。（予約、リクエスト全て合わせて10点まで）

⑦ 障がい者郵送貸出サービス

身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由の1級、2級の人を対象で、図書を郵送で1人3点まで、30日間借りることができる。（郵送料無料）

4. 視聴覚資料の利用

視聴覚ブースに視聴用端末4台を設置している。（座席予約システムで申込み、指定のブースでセルフで視聴する。）

5. 図書館資料検索

利用者開放端末(タッチパネル式)が2台設置してあり、図書、雑誌、CD・DVDなどのAV資料が自由に検索できる。

6. 図書資料コピーサービス

図書館の所蔵図書・資料については、著作権法に基づき「資料複写申込書」を記入のうえ、複写が可能となる。(サイズにかかわらず、モノクロ1枚10円、カラー1枚50円)

7. 視覚障がい者等への録音図書等の貸出

視覚障がいのある方など、活字での読書が困難な方々に対して、録音図書(デージー図書)、点字図書の貸出をしている。また、電子図書館「サピエ図書館」(視覚障害者情報総合ネットワーク)に入会し、点字図書・デージー図書のデータを、直接ダウンロードして利用することもできる。

■1度に借りられる図書・・・録音図書は3点まで、点字図書は10点まで

■借りられる期間・・・30日以内

8. 読書通帳の配布

市内在住・在学・在園の小学生、幼児を対象に「読書通帳」を配布している。「読書通帳」とは図書館等で読んだ本について書き込むことのできる、銀行(金融機関)の通帳を模したメモ帳のことで、1冊で30冊分の本について書くことができる。5冊貯まると記念品を贈呈している。

9. ブックガイドの配布

第三次犬山市子ども読書活動推進計画の一環として、12歳以下の子ども及び保護者へ向けた市立図書館おすすめの本を「ブックガイド」としてまとめ、市内在住・在学・在園の小学生、幼児を対象に配布している。

(3)-2 利用案内【楽田ふれあい図書館】

1. 開館時間 午前10時30分～午後5時

2. 開館日 毎週土曜日、日曜日

但し年末年始(12月28日～1月3日)、特別整理期間(年間15日以内)は休館

※令和5年度の年間開館日数は100日

3. 本の貸出方法

① 貸出期間

個人のみ15日以内

② 貸出点数

図書・雑誌・地図

紙芝居・貸出用郷土図書

視聴覚資料(CD・DVD)

10点以内

3点以内

2点以内

合わせて10点以内

(本館を含む)

③ 図書館カードによる貸し出し

④ 予約

本館と同じ

4. 図書館資料検索

利用者開放端末(タッチパネル式)が1台設置してあり、図書、雑誌、CD・DVDなどのAV資料が自由に検索できる。

5. 図書資料コピーサービス

図書館の所蔵図書・資料については、著作権法に基づき「資料複写申込書」を記入のうえ、複写が可能となる。(サイズにかかわらず、モノクロ1枚10円)

(4) 「団体貸出」対象校(園)一覧

■「団体貸出」対象保育園・幼稚園

保育園名	巡回の回数	貸出冊数
五郎丸子ども未来園	年4回	絵本50冊 紙芝居40点
上木子ども未来園		
城東子ども未来園		
今井子ども未来園		
羽黒子ども未来園		
楽田子ども未来園		
羽黒北子ども未来園		
楽田西子ども未来園		
丸山子ども未来園		
城東第2子ども未来園		
羽黒南子ども未来園		
楽田東子ども未来園		
橋爪子ども未来園		
犬山幼稚園		
白帝保育園		
こすもす園		40冊

■「団体貸出」対象校(小学校)

学校名	巡回の回数	貸出冊数
今井小学校	年4回	100冊
栗栖小学校		60冊
池野小学校		150冊

■「団体貸出」公民館・児童センター

施設名	巡回の回数	貸出冊数
善師野公民館	年3回	75冊
東児童センター	年4回	50冊
城東児童センター		
犬山西児童センター		
犬山南児童センター		
羽黒児童センター		
楽田児童センター		

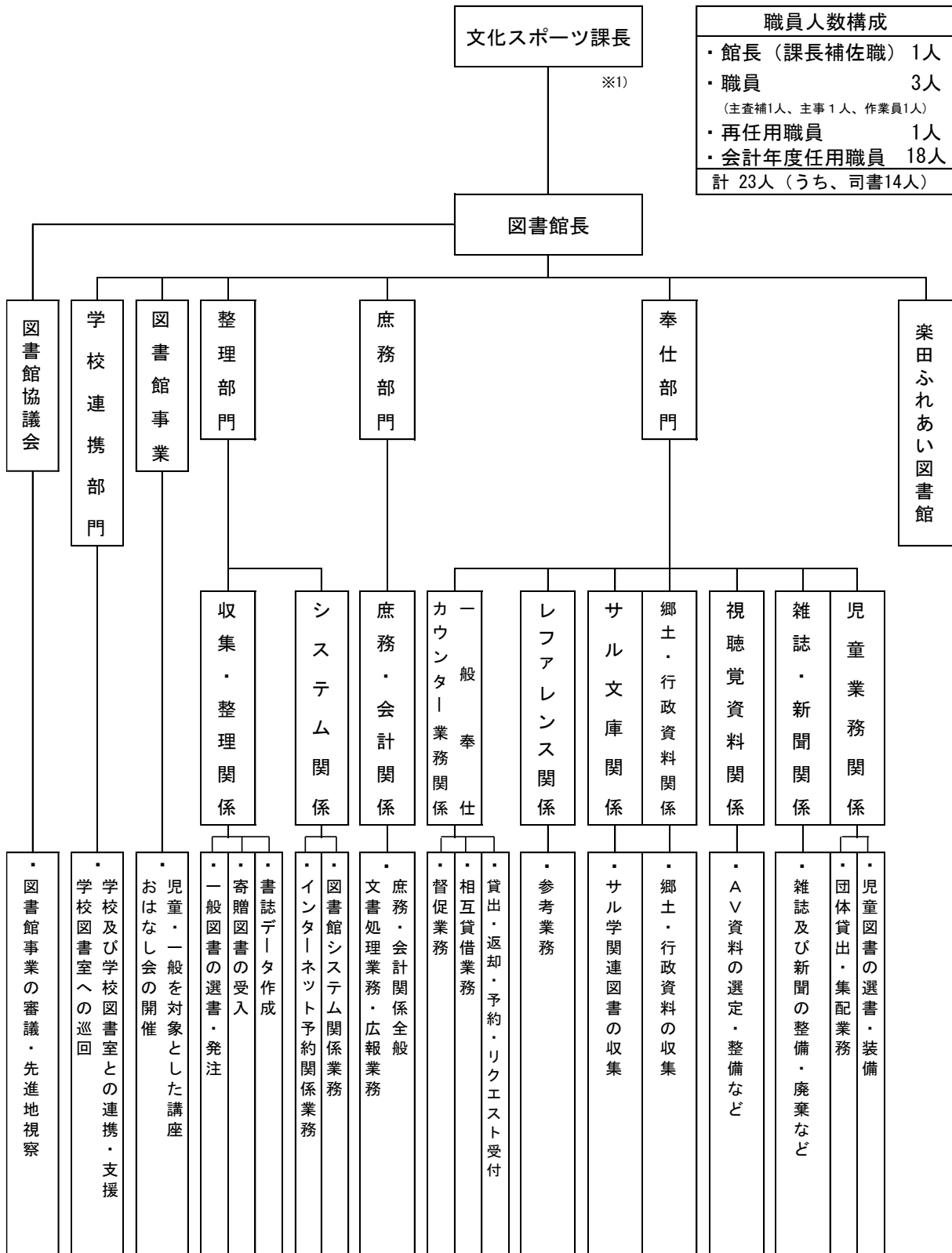
■「団体貸出」教育支援センター

施設名	巡回の回数	貸出冊数
わいわい	年2回	20冊

(5) 職員体制・機構図

(犬山市教育委員会教育部文化スポーツ課図書館) ※1)

令和6年3月31日現在



・出勤日数

A 正規職員……4人、再任用職員……1人（月15日勤務）

B 会計年度任用職員……1人（月21日勤務）、1人（月16日勤務）、16人（月15日勤務）

※1) 機構改革により文化推進課に変更（令和6年度から）

(6) 図書館関係予算

① 図書館予算構成比率

	金額	構成比率
一般会計予算	27,807,800 千円	100.00%
教育費	3,477,151 千円	12.50%
社会教育費	628,422 千円	2.26%
図書館費	150,261 千円	0.54%
(社会教育費内)		23.91%

② 図書館費

(単位：千円)

節	当初予算額		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 報酬	28,521	29,698	25,960
2. 給料	16,686	14,572	18,208
3. 職員手当等	15,789	13,623	19,419
4. 共済費	10,423	9,445	10,398
7. 報償費	400	400	380
8. 旅費	932	1,035	976
10. 需用費	13,111	13,690	14,927
消耗品費	4,960	4,182	4,357
(うち、資料購入費として)	(2,250)	(2,063)	(2,125)
燃料費	0	0	4
食糧費	0	0	0
印刷製本費	325	326	360
光熱水費	7,005	8,339	8,339
修繕料	821	843	1,867
11. 役務費	1,476	1,503	1,704
通信運搬費	1,347	1,347	1,358
手数料	18	49	217
火災保険料	85	107	111
自動車損害保険料	26	0	18
12. 委託料	58,359	26,127	23,180
13. 使用料及び賃借料	8,036	13,175	15,607
14. 工事請負費	61,590	25,499	4,114
17. 備品購入費	12,550	12,550	15,333
(うち、図書購入費として)	(12,550)	(12,550)	(13,505)
18. 負担金	48	48	47
25. 積立金	1	1	1
27. 公課費	7	0	7
図書館費合計	227,929	161,366	150,261

(7) 図書館協議会

犬山市図書館協議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	役職名
◎学識経験者	山住 富也	名古屋経済大学図書館館長
学識経験者	小幡 章子	名城大学非常勤講師
○家庭教育の向上に資する活動を行う者	古川 よし子	どんぐり文庫主宰
学校教育関係者	大藪 正恭	犬山西小学校校長
社会教育関係者	森岡 万朱衣	犬山市社会教育審議会委員
家庭教育の向上に資する活動を行う者	石田 民子	犬山市立図書館ボランティア連絡会代表 (けるるんくっく代表)

◎は会長、○は副会長

(令和6年3月31日時点)

※犬山市図書館協議会（定数10人以内、現委員数6人）は、平成2年10月に設置された。

平成17年度より開催を休止し、社会教育審議会において図書館に関する審議を行っていた。しかし、図書館の目標基準の見直しや子ども読書活動推進計画の策定など、今後の図書館運営に関する諮問機関として必要なため、平成20年7月より再開された。年に2回行われる会議では、図書館の利用状況（年間貸出冊数・年間利用者数など）を報告するほか、その年度に行われる事業計画が審議される。

2. 図書館資料

(1) 図書館資料(蔵書統計)

(令和6年3月31日現在、単位：冊)

区分 分類	令和4年度	令和5年度増加冊数			令和5年度	令和5年度	令和5年度末蔵書冊数			
	蔵書冊数	本館	楽田	計	除籍冊数	保管換等冊数 ^{注1)}	本館	楽田	全館合計	
一般書	0類 総記	3,537	128	0	128	167	206	3,644	60	3,704
	1類 哲学	5,579	188	7	195	375	△ 2	5,267	130	5,397
	2類 歴史	13,074	550	16	566	694	△ 2	12,449	495	12,944
	3類 社会科学	19,489	727	17	744	730	0	19,102	401	19,503
	4類 自然科学	10,423	480	36	516	419	1	10,051	470	10,521
	5類 工学・家政	15,043	531	34	565	788	△ 171	13,707	942	14,649
	6類 産業	5,970	196	3	199	194	△ 41	5,755	179	5,934
	7類 芸術	14,766	422	9	431	670	8	14,088	447	14,535
	8類 言語	2,415	79	0	79	76	△ 1	2,331	86	2,417
	9類 文学	61,505	2,174	63	2,237	2,279	56	55,086	6,433	61,519
	郷土資料	7,562	141	14	155	0	△ 4	7,452	261	7,713
	その他 ^{注2)}	12,023	292	0	292	696	191	11,621	189	11,810
	小計	171,386	5,908	199	6,107	7,088	241	160,553	10,093	170,646

児童書	0類 総記	678	39	2	41	3	1	617	100	717
	1類 哲学	610	22	6	28	3	1	547	89	636
	2類 歴史	2,958	42	6	48	2	0	2,592	412	3,004
	3類 社会科学	3,115	115	8	123	5	0	2,749	484	3,233
	4類 自然科学	5,909	162	13	175	10	△ 1	5,258	815	6,073
	5類 工学・家政	2,118	88	14	102	1	3	1,881	341	2,222
	6類 産業	1,371	39	6	45	14	2	1,202	202	1,404
	7類 芸術	2,728	67	11	78	12	2	2,363	433	2,796
	8類 言語	685	22	5	27	2	1	570	141	711
	9類 文学	20,442	483	76	559	250	△ 14	17,963	2,774	20,737
	絵本	26,205	632	52	684	319	△ 1	23,158	3,411	26,569
	紙芝居	3,111	0	0	0	1	0	2,908	202	3,110
	漫画	2,645	63	7	70	140	△ 136	1,817	622	2,439
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	72,575	1,774	206	1,980	762	△ 142	63,625	10,026	73,651	

合計	243,961	7,682	405	8,087	7,850	99	224,178	20,119	244,297
----	---------	-------	-----	-------	-------	----	---------	--------	---------

※ 令和5年度末蔵書冊数(本館+楽田)が「総計」である。

※ 令和5年度の年間購入冊数は6,552冊、年間寄贈受入冊数は1,509冊、その他追加冊数は26冊である。

※ 楽田ふれあい図書館の増加冊数及び蔵書冊数は、バーコード管理図書のみの数値であり、バーコード管理されていない書誌・所蔵データ未登録の寄贈図書を含まない。

注1) 保管換等冊数は、令和5年度中に保管場所の変更や分類変更を行った冊数である。

注2) その他は、地図、漫画、参考図書、サル文庫、平和図書、洋書、一般向け紙芝居、デジラーを合計したものである。

(2) 視聴覚資料 (A V 資料)

・映像資料

(単位：点)

種類 分類	VHS 注1) (館内利用)	VHS 注1) (館外利用)	L D (館内利用)	DVD (館内・館外)	計
邦画	0	0	0	65	65
洋画	0	3	0	68	71
音楽	0	0	0	7	7
スポーツ	0	0	0	9	9
生活・紀行	16	15	0	143	174
趣味	0	1	0	31	32
教育	4	0	0	43	47
アニメ	0	4	0	174	178
児童	0	0	0	11	11
その他	0	0	0	7	7
計	20	23	0	558	601

・聴覚資料

(単位：点)

種類 分類	C D (館外利用可)	C T (館外利用可)	計
邦曲 (ポピュラー)	952	1	953
洋曲 (ポピュラー)	326	0	326
クラシック	483	4	487
邦楽	46	0	46
演劇・落語	99	0	99
民族音楽・ 外国の音楽	27	0	27
文芸作品	115	1	116
効果音・ 実況記録	81	0	81
児童	102	0	102
その他	183	1	184
計	2,414	7	2,421

注1) VHSは内部資料につき貸出・閲覧不可

(令和6年3月31日現在)

VHS：ビデオテープ

L D：レーザーディスク

C D：コンパクトディスク

C T：カセットテープ

(3) 所蔵新聞

中日新聞 (夕刊あり)	日本経済新聞 (夕刊あり)	週刊読書人
朝日新聞 (夕刊あり)	日刊工業新聞	ジャパントイムズ
毎日新聞 (夕刊あり)	中日スポーツ	読売KODOMO新聞
読売新聞	日刊スポーツ	
産経新聞	毎日小学生新聞	

・その他刊行物

尾北ホームニュース	高校生新聞
-----------	-------

(4) 所蔵雑誌

No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊
1	AERA	週刊	39	サンデー毎日	週刊	77	Number	隔週
2	アルバトロスビュー	月2回	40	JTB時刻表	月刊	78	俳句	月刊
3	anan	週刊	41	週刊新潮	週刊	79	BiCYCLE CLUB	隔月
4	美しいキモノ	季刊	42	週刊東洋経済	週刊	80	バスケットボール	月刊
5	エコノミスト	週刊	43	週刊文春	週刊	81	ひらがなタイムズ	月刊
6	ESSE	月刊	44	週刊ベースボール	週刊	82	PHP	月刊
7	FQ JAPAN	季刊	45	趣味の園芸	月刊	83	PHPスペシャル	月刊
8	オートバイ	月刊	46	ジュニアエラ	月刊	84	BE-PAL	月刊
9	オール読物	その他	47	厚生労働	月刊	85	美術手帖	季刊
10	オレンジページ	月2回	48	将棋世界	月刊	86	婦人画報	月刊
11	ミュージック・マガジン	月刊	49	小説現代	月刊	87	婦人公論	月刊
12	会社四季報	季刊	50	小説新潮	月刊	88	婦人之友	月刊
13	かがくのとも	月刊	51	小説幻冬	月刊	89	プレジデント	月2回
14	家庭画報 (ミニサイズ)	月刊	52	SKI GRAPHIC	月刊	90	文芸春秋	月刊
15	Garden&Garden	季刊	53	スクリーン	月刊	91	盆栽世界	月刊
16	キネマ旬報	月刊	54	スマッシュ	月刊	92	mini	月刊
17	きょうの料理	月刊	55	すてきにハンドメイド	月刊	93	ミステリーマガジン	隔月
18	クーヨン	月刊	56	相撲	月刊	94	エクラ	月刊
19	ドーパ!	季刊	57	世界	月刊	95	MEN'S NON-NO	月刊
20	CLASSY.	月刊	58	TIME	週刊	96	MORE	月刊
21	暮らしの手帖	隔月	59	ダ・ヴィンチ	月刊	97	MOE	月刊
22	クロワッサン	月2回	60	たくさんのふしぎ	月刊	98	モモ	年2回
23	芸術新潮	月刊	61	短歌	月刊	99	文学界	月刊
24	サッカーマガジン	隔月	62	中央公論	月刊	100	やさい畑	隔月
25	自家用車	月刊	63	つり情報	月2回	101	山と溪谷	月刊
26	NEWSがわかる	月刊	64	鉄道ファン	月刊	102	ライブラリー・リソース・ガイド	季刊
27	アクアライフ	月刊	65	天文ガイド	月刊	103	ランナーズ	月刊
28	Wan	季刊	66	MONOQLO	月刊	104	旅行読売	月刊
29	日経ヘルス	不定期	67	東海じゃらん	隔月	105	歴史街道	月刊
30	現代詩手帖	月刊	68	フォトコン	月刊	106	歴史人	月刊
31	航空ファン	月刊	69	北欧テイストの部屋づくり	年3回	107	LEE (ミニサイズ)	月刊
32	こどものとも	月刊	70	nicola	月刊	108	LEON	月刊
33	こどものとも 年少版	月刊	71	日経TRENDY	月刊	109	レディブティック	隔月
34	こどものとも 年中向	月刊	72	日経マネー	月刊	110	和楽	隔月
35	こどもの本	月刊	73	Newtype	月刊	111	この本読んで	季刊
36	碁ワールド	月刊	74	Newton	月刊	112	日経PC21	月刊
37	サライ	月刊	75	猫びより	季刊			
38	サンキュ (ミニサイズ)	月刊	76	nonno	月刊			

楽田ふれあい図書館

No.	雑誌名	発刊
1	MART	季刊
2	ゆうゆう	月刊
3	レタスクラブ	月刊
4	趣味の園芸やさいの時間	隔月
5	きょうの料理ビギナーズ	月刊
6	ニコ☆プチ	隔月
7	KODOMOE	隔月
8	旅の手帖	月刊

雑誌スポンサー締結中の雑誌

No.	雑誌名	発刊
1	こどものとも0.1.2.	月刊
2	CHEEK	季刊
3	初めてのたまごクラブ	季刊
4	中期のたまごクラブ	季刊
5	後期のたまごクラブ	季刊
6	初めてのひよこクラブ	季刊
7	中期のひよこクラブ	季刊
8	後期のひよこクラブ	季刊
9	プレジデントファミリー	季刊
10	子供の科学	月刊
11	東海ウォーカー	季刊
12	きょうの健康	月刊

寄贈を受けている雑誌

No.	雑誌名	発刊
1	ひととき	月刊
2	WEDGE	月刊
3	MAMOR	月刊
4	時局	月刊
5	サーナ	季刊
6	健康365	月刊
7	チルチンぴと	季刊
8	すみごこち	不定期
9	with PETs	隔月
10	ペット宿ドットコム	不定期
11	武道	月刊
12	フィッシングカフェ	年3回
13	宇宙のとびら	季刊

(令和6年3月31日時点)

(5) 特別コレクション

① 「サル文庫」

● 「サル文庫」 オープンの由来

霊長類の世界的研究施設である京都大学霊長類研究所（久保田競所長＝当時。犬山字官林）から1993年3月に、市立図書館にサル（霊長類）に関する文献を寄贈したい旨の提案があった。

この目的には、犬山に立地している霊長類研究所で、実際に行われている研究分野の文献を寄贈することで、市民や地域社会との交流が図れること。また、専門的であるため一般にはなじみの薄い「サル学（霊長類学）」という研究内容について文献を通じて理解を深めてもらうことなどがある。

この寄贈を受け入れるとともに、市立図書館でもサル学関係の図書を選書・購入し、専用のコーナーを設置し、霊長研のほかに、寄贈の賛同を得た（財）日本モンキーセンター（所長・河合雅雄京都大学名誉教授＝当時）からの文献を受け入れて、1993年7月21日に「サル文庫」が市立図書館内にオープンした。コーナーには現在、一般書・児童書を合わせて約980冊が納本されている。

● 「サル文庫」の特徴点

- ① 地方の図書館では、郷土関係の図書を収集するのが主だが、「サルの文献」を収集している図書館は全国的に珍しい。
- ② 地域の特徴を生かした図書館の一翼を担っている。

（参考）

〈京都大学霊長類研究所（現：京都大学ヒト行動進化研究センター）〉

霊長類に関する総合的研究を目的として、1967年6月に設立された。

1969年には、現在の地に研究所のキャンパス工事が完了。その後、サルの放し飼い実験場や検疫棟、繁殖コロニー、育成舎などを建設し、「実験的研究施設」としての整備を進めている。また、研究所が保有している霊長類の中には、人間と図形文字で意思伝達ができる、世界的に有名なチンパンジー「アイ」「アユム」親子などがいる。

2022年4月1日に京都大学ヒト行動進化研究センターが設置され、霊長類研究所の3分野、2付属施設が引き継がれた。

〈（財）日本モンキーセンター〉

1956年に設立。世界サル類動物園では、数百頭のサルを一般公開しており、ほかにも「ビクターセンター」など20余りの園内施設がある。

② 「桑原文庫」

● 「桑原文庫」 オープンの由来

市内で会社経営の桑原正則氏が、同社の創業100周年を記念して、図書館オープン時に書籍整備・購入費として500万円を寄附。図書館では、オープン後、主に図鑑や辞書を購入し、館内に「桑原文庫」を開設した。

現在、同文庫には『正編・群書類従(全30巻)』『続・群書類従(全86巻)』『平安朝歌合大成(全10巻)』『数寄屋建築集成(全9巻)』『編年・百姓一揆資料集成(全16巻)』のほか、レオナルド・ダ・ヴィンチの貴重な複製手稿※(全12巻、約200万円)なども備えられている。

この複製手稿は希望すれば閲覧が可能である。

※フランス学士院蔵「レオナルド・ダ・ヴィンチ パリ手稿」(ファクシミリ版)

「レオナルド・ダ・ヴィンチ パリ手稿」は、全世界で998セットの限定版として発売され、そのうち日本版では115セットが限定刊行された。

③ 「犬文庫」

● 「犬文庫」 オープンの由来

平成30年の犬山市成年関連行事の一つとして、「犬」に関連する書籍を中心としたテーマ別展示の発展形として2018年1月4日に「犬文庫」を開設した。「犬文庫」のコーナーには現在、一般書・児童書を合わせて約600冊を排架している。

この目的には、犬山市が全国で唯一「犬」の名前が付く自治体であり、成年に合わせて地域を盛り上げること。また、「サル文庫」の隣に設置し、「犬猿の仲」である二匹の動物が隣り合わせで排架されることの相乗効果によって利用を促進することなどがある。

「犬文庫」には犬の育て方から介助犬や盲導犬の紹介、犬にちなんだ小説や絵本など、犬関係の図書を選書・購入し、特設コーナーを設置した。

3. 利用統計

(1) 図書貸出冊数（仮登録者分を含む） （単位：冊）

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本館	29,609	29,077	28,831	34,861	35,229	22,691
楽田分館	1,408	1,311	1,492	1,113	654	1,028
計	31,017	30,388	30,323	35,974	35,883	23,719

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	29,410	30,668	28,731	31,769	30,099	32,751	363,726
楽田分館	1,358	1,073	983	1,144	1,378	1,181	14,123
計	30,768	31,741	29,714	32,913	31,477	33,932	377,849

(2) 利用者数（貸し出しを受けた人数、仮登録者を含む） （単位：人）

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本館	8,896	8,837	8,608	10,458	10,769	6,451
楽田分館	308	299	320	243	174	277
計	9,204	9,136	8,928	10,701	10,943	6,728

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	9,363	10,177	9,492	10,493	10,092	11,047	114,683
楽田分館	324	278	239	292	335	264	3,353
計	9,687	10,455	9,731	10,785	10,427	11,311	118,036

(3) 視聴覚資料利用点数

館内視聴（単位：人）

館外利用（単位：点）

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
館内視聴	0	0	0	0	0	0
館外利用	406	407	425	436	412	265
計	406	407	425	436	412	265

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
館内視聴	11	11	11	8	8	9	58
館外利用	293	381	360	329	330	405	4,449
計	304	392	371	337	338	414	4,507

※令和3年度より新型コロナウイルス感染症対策のため館内視聴不可となっていたが、令和5年10月より館内視聴再開。

(4) 登録者数 (市外・県外を含む) (単位: 人)

年齢	6歳未満	6歳～11歳	12歳～14歳	15歳～17歳	18歳～19歳	20歳～29歳
人数	114	362	51	87	64	216

年齢	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	計	累計
人数	253	177	101	118	1,543	88,168

年度別登録者数

年度	人数	年度	人数
平成26年度	1,720人	令和元年度	1,142人
平成27年度	1,568人	令和2年度	807人
平成28年度	1,508人	令和3年度	1,821人
平成29年度	1,265人	令和4年度	1,298人
平成30年度	1,380人	令和5年度	1,543人

(5) 予約受付数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館図書	348	363	396	333	332	190	253	267	254	300	280	231	3,547
雑誌	37	27	44	32	40	20	30	21	30	23	17	17	338
AV	1	0	4	0	0	1	0	0	0	2	0	0	8
インターネット	1,022	1,023	1,067	1,177	1,166	867	1,212	1,269	1,333	1,437	1,422	1,450	14,445
楽田分館	36	21	33	32	28	37	21	26	30	47	31	54	396
計	1,444	1,434	1,544	1,574	1,566	1,115	1,516	1,583	1,647	1,809	1,750	1,752	18,734

(6) リクエスト受付数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
冊数	106	134	99	85	68	46	97	122	107	118	103	85	1,170

(7) コピーサービス利用枚数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	34	44	42	33	43	30	47	41	37	37	43	40	471
楽田分館	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	8
計	37	44	42	38	43	30	47	41	37	37	43	40	479

(8) 学習室利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開放日数	21	23	23	23	25	16	23	25	23	24	22	24	272
利用人数	215	793	933	1,205	1,996	753	834	1,060	820	2,358	1,180	743	12,890
1日平均人数	10	34	41	52	80	47	36	42	36	98	54	31	47

(9) ホームページ資料検索アクセス回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
パソコン版	132,739	127,793	119,780	115,671	122,003	103,841	136,037	135,103	131,838	140,829	139,882	148,198	1,553,714
携帯電話版	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	132,739	127,793	119,780	115,671	122,003	103,841	136,037	135,103	131,838	140,829	139,882	148,198	1,553,714

注) パソコン版は、愛知県内図書館横断検索「愛蔵くん」経由のアクセスも含む。

(10) 本の寄贈

区 分	冊 数
寄贈図書（団体等）	2,107冊
寄贈図書（個人）	312冊
合 計	2,419冊

(11) 相互貸借冊数

図 書 館 名	借 受	貸 出
愛知県図書館	138冊	5冊
春日井市図書館	29冊	46冊
小牧市立図書館	23冊	26冊
江南市立図書館	8冊	19冊
岩倉市図書館	10冊	13冊
扶桑町図書館	0冊	0冊
大口町立図書館	11冊	10冊
その他県内公立図書館	271冊	395冊
国立国会図書館	0冊	0冊
県外公立図書館	6冊	65冊
大学図書館	0冊	0冊
合 計	496冊	579冊

(12) 年間最多利用図書・ベストリーダー

【一般図書部門】

順位	書名	編著者名	出版社	貸出回数
1	マスカレード・ゲーム	東野 圭吾	集英社	76
2	ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人	東野 圭吾	光文社	70
3	汝、星のごとく	瓜良 ゆう	講談社	68
4	かがみの孤城	辻村 深月	ポプラ社	61
5	クスノキの番人	東野 圭吾	実業之日本社	60
5	財布は踊る	原田 ひ香	新潮社	60
7	白鳥とコウモリ	東野 圭吾	幻冬舎	54
7	魔力の胎動	東野 圭吾	KADOKAWA	54
9	希望の糸 11	東野 圭吾	講談社	51
10	同志少女よ、敵を撃て	逢坂 冬馬	早川書房	50

【児童図書部門】

順位	書名	編著者名	出版社	貸出回数
1	ぴょーん	まつおか たつひで	ポプラ社	122
1	深海のサバイバル	ゴムドリco.	朝日新聞出版	122
3	がたんごとんがたんごとん	安西 水丸	福音館書店	109
4	11ぴきのねこ	馬場 のぼる	こぐま社	105
5	ちか100かいだてのいえ	いわい としお	偕成社	100
5	海のサバイバル	洪 在徹	朝日新聞出版	100
7	大気汚染のサバイバル	スウィートファクトリー	朝日新聞出版	91
7	ぼくのくれよん	長 新太	講談社	91
7	原子力のサバイバル 2	ゴムドリco.	朝日新聞出版	91
7	地中世界のサバイバル 1	スウィートファクトリー	朝日新聞出版	91

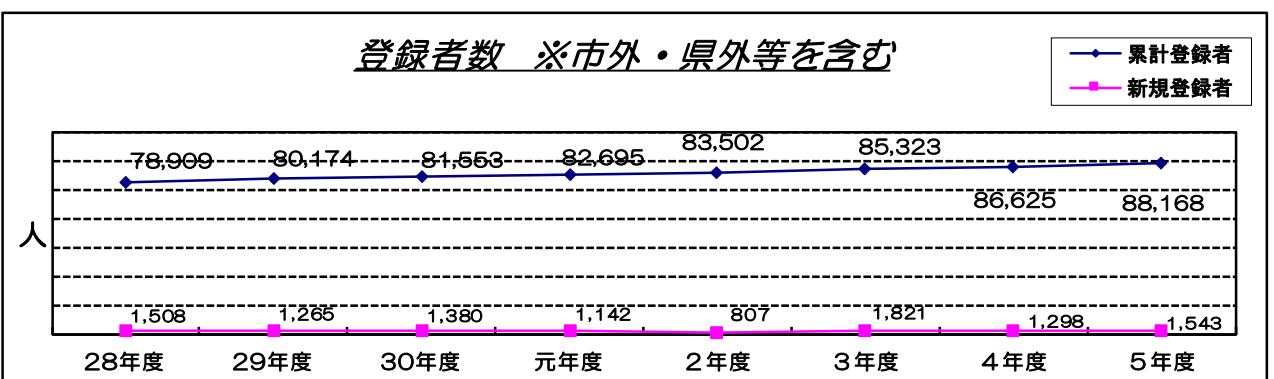
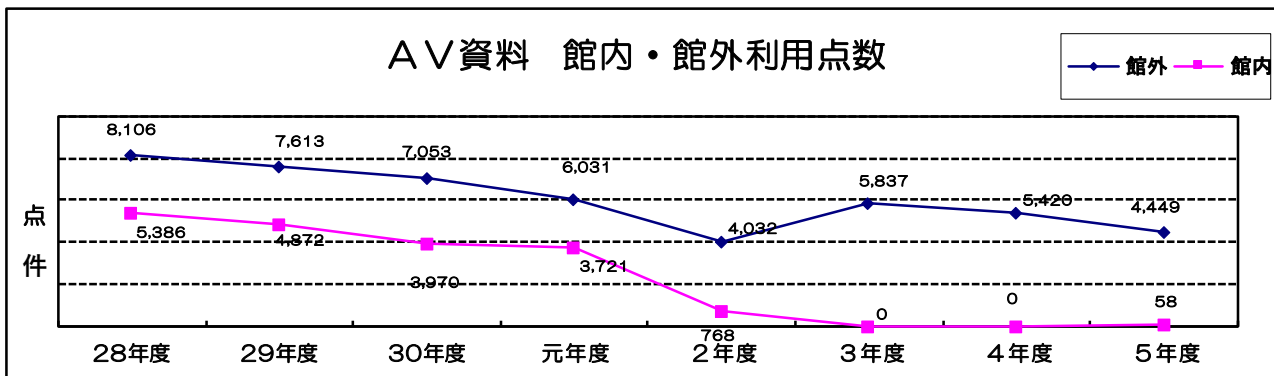
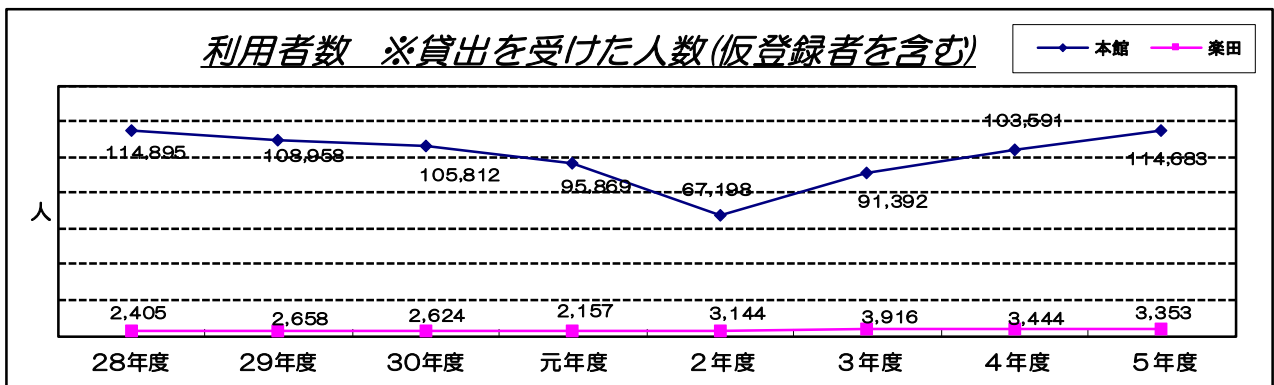
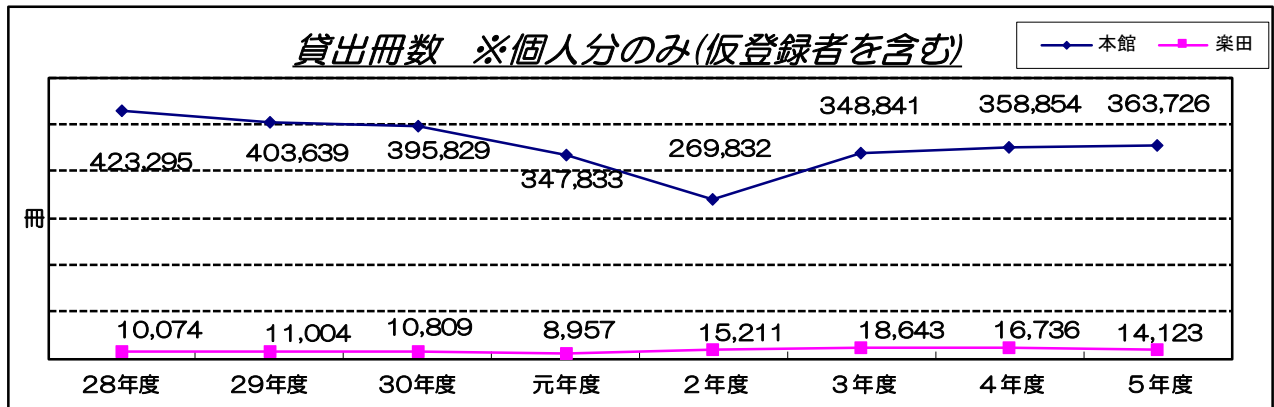
【雑誌部門】

順位	雑誌名	出版社	貸出回数
1	サンキュ!	ベネッセコーポレーション	689
2	こどものとも 0.1.2.	福音館書店	661
3	ハルメク	ハルメク	576
4	クロワッサン	マガジンハウス	560
5	婦人公論	中央公論新社	503
6	オレンジページ	オレンジページ	499
7	こどものとも 年少版	福音館書店	484
8	プレジデント	プレジデント社	392
9	ESSE	フジテレビジョン	378
10	かがくのとも	福音館書店	366
10	きょうの料理	NHK出版	366

【視聴覚部門】

順位	ビデオタイトル	編著者名/監督名	制作社	視聴回数
1	Finally	Namie Amuro	エイベックス・エンタテインメント	20
1	ピカ★ピカ星空キャンプ 劇場版ポケットモンスター	湯山 邦彦	小学館	20
3	こびと観察入門 モモジリ クサマダラ モクモドキ編	なばた としたか	アスマック	19
3	昭和歌謡大ヒット大全集	いしだ あゆみ	日本コロムビア	19
5	あの日あの時	小田 和正	Sony Music Labels	18
5	ABBA 40/40 ベスト・セレクション	ABBA	ユニバーサルミュージック	18
7	トムとジェリー シャーロック・ホームズ	SPIKE BRANDT	ワーナー・ホーム・ビデオ	17
7	トムとジェリー ワイルド・スピード	ビル・コップ	ワーナー・ホーム・ビデオ	17
9	ベイマックス	ドン・ホール	ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン	16
9	ズートピア	パイロン・ハワード	ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン	16
9	ウルトラマンのすべて!		バンダイビジュアル	16

4. 利用状況の推移



5. 図書館実施事業

(1) 行事

(1)-1 図書館行事

ア. 子ども図書館まつり（子ども読書活動推進事業）

内 容 : ①人形劇 ②図書館コンサート ③ミニ工作教室
日 程 : 5月6日(土)、5月7日(日)
参加者 : ①62人 ②57人 ③14人
対 象 : ①小学生以下とその保護者 ②どなたでも ③小学生以下
講 師 : ①人形劇団ゆめぽけっと ②積志リコーダーカルテット ③城井恵理子氏

イ. 講演会（子ども読書活動推進事業）

演 題 : ブックトークの基本と実践
日 程 : 5月7日(日)
参加者 : 38人
対 象 : どなたでも
講 師 : 本田まゆみ氏

ウ. 子ども俳句教室（子ども読書活動推進事業）

内 容 : 季節を感じながら言葉遊びをすることで、楽しみながら俳句を学ぶ
日 時 : 5月28日(日)、8月20日(日)、11月12日(日)、2月18日(日)
午後1時30分～午後3時
参加者 : 5月28日 7人、8月20日 7人、11月12日 6人、2月18日 7人
対 象 : 小学1年生～6年生（市内在住もしくは市内小学校に通学）
講 師 : 宮地瑛子氏

エ. 赤ちゃん絵本とわらべ唄で遊ぼう講座（子ども読書活動推進事業）

内 容 : 子どもと絵本を読む喜びを経験してもらうための講座
日 時 : 6月11日(日)、6月18日(日) 午前10時30分～正午
参加者 : 6月11日 35人、18日 42人
対 象 : 乳幼児とその保護者（小学校入学前の子どもを持つ市内在住の方）
講 師 : 古川よし子氏

オ. 夏休み工作教室

内 容 : まが玉作り
日 時 : 7月16日(日) 午後1時30分～午後3時
参加者 : 32人
対 象 : 小学生（低学年以下は保護者同伴）
講 師 : 高林徹雄氏

カ. 犬山子ども司書養成講座（子ども読書活動推進事業）

内 容 : 図書館や本に関する知識と技術を学ぶ
日 時 : 8月1日(火)、8月2日(水)、8月3日(木) 午後1時～午後4時
参加者 : 8月1日～2日 20人、3日 19人
対 象 : 市内在住の小学4年生～6年生
講 師 : 田中稔氏、市立図書館司書

キ. 本の修理教室

内 容 : 本の仕組みと修理を学ぶ

日 時 : 10月21日(土) 午後2時~午後3時30分

参加者 : 23人

対 象 : 一般(中学生以上)、図書館ブックサポーター、認定子ども司書(小学4年生以上)

講 師 : 田中稔氏

ク. 知的書評合戦「ビブリオバトル」(子ども読書活動推進事業)

内 容 : 最多票の本をチャンプ本とする本の書評合戦

日 時 : 11月26日(日) 午後1時30分~午後3時

参加者 : 発表者:7人 観覧者:21人

対 象 : 発表者 中学生以上、観覧者 どなたでも

講 師 : 石原伸生氏

ケ. むいぐるみおとまり会

内 容 : むいぐるみお泊まり会

日 時 : 12月23日(土)、12月24日(日) 午後5時~午後5時30分

参加者 : 11人

対 象 : 小学3年生以下

講 師 : 古川よし子氏、市立図書館児童担当司書

コ. 読み聞かせボランティア養成講座(子ども読書活動推進事業)

内 容 : 乳幼児向け絵本などを使い読み聞かせ方法を学ぶ2回の連続講座

日 時 : 1月14日(日)、3月10日(日) 午後2時~午後3時30分

参加者 : 1月14日 25人、3月10日 20人

対 象 : 読み聞かせをしてみたい人、子育て中の人

講 師 : 古川よし子氏

サ. 暮らしの法律セミナー

内 容 : エンディングノートについて

日 時 : 1月21日(日) 午後2時~午後3時30分

参加者 : 39人

対 象 : 一般

講 師 : 中村弥生氏

シ. 藤田浩子氏講演会(子ども読書活動推進事業)

演 題 : 藤田浩子さんの東北のおはなし

日 時 : 2月4日(日) 午後2時~午後3時30分

参加者 : 62人

対 象 : 読み聞かせやブックスタートなどに興味のある人

講 師 : 藤田浩子氏

(1)-2 図書館ボランティア、図書館サポーター等協力行事

ア. わくわくドキドキおはなし会

内 容 : 絵本の読み聞かせ

日 時 : 4月20日(木) 午前10時30分~午前11時

参加者 : 53人

対 象 : 犬山幼稚園 丸山子ども未来園

講 師 : 星とたんぽぽ

イ. ふうちゃんブック

内 容 : おはなし会、ブックトーク
日 時 : 毎月1回 午前10時30分～午前11時30分
講 師 : 古川よし子氏

ウ. 「ももたろう」おはなし会

内 容 : 読み物や絵本を題材にしたおはなし会
日 時 : 毎月第2、第4土曜日 午前11時～午前11時30分
講 師 : ももたろう

エ. 「星とたんぽぽ」ひよこちゃんおはなし会

内 容 : 絵本の読み聞かせ・紙芝居・わらべうた・手遊びなど
日 時 : 7月～3月第1水曜日 午前11時～11時30分
参加者 : 34組
対 象 : 6ヶ月以上の未就園児と保護者
講 師 : 星とたんぽぽ

オ. 「おはなしぼっくす」ストーリーテリング

内 容 : 世界の昔話の素語り
日 時 : 奇数月第3土曜日 午前11時～午前11時30分
講 師 : おはなしぼっくす

カ. 「けるるんくっく」紙芝居

内 容 : 紙芝居・手遊び
日 時 : 毎月第1土曜日 午前11時～午前11時30分
講 師 : けるるんくっく

キ. 「藍の会」読書会

内 容 : 課題本の書評、感想を話し合う
日 時 : 毎月第4金曜日 午後2時～午後4時
講 師 : 藍の会

ク. 「犬てつ」えほんでたい話

内 容 : 日常の中で浮かぶ「なんでだろう？」と思うことを進行役と考える
日 時 : 偶数月第3土曜日 午前10時30分～午前11時15分
講 師 : 犬てつ

ケ. 「まめっちょさん」わらべ唄、読み聞かせ

内 容 : わらべ唄や絵本の読み聞かせなど
日 時 : 毎月第2日曜日 午前10時30分～正午
講 師 : まめっちょさん

コ. 朗読ユニットまどかによる平和記念朗読会

演 題 : 愛する妻へ、子へ、友へ
日 時 : 8月5日（土）午後1時30分～午後2時45分
参加者 : 44人
対 象 : どなたでも
講 師 : 朗読ユニットまどか

サ. ひよこちゃん「ちょっと早めのクリスマスおはなし会」

内 容 : ひよこちゃんおはなし会クリスマスおはなし会として

日 時 : 12月 6日 (水) 午前11時~午前11時45分

参加者 : 44人

対 象 : 4歳以下の子どもと保護者

講 師 : 古川よし子氏、星とたんぽぽ、市立図書館職員

シ. 作って遊ぼう紙工作「親子で作るマジック用具」

内 容 : マジック用具作り

日 時 : 7月21日 (金) 午前10時30分~午前11時45分

参加者 : 24人

対 象 : 小学1年生~3年生とその保護者

講 師 : 大谷孝雄氏

ス. 読書感想文を書こう

内 容 : 読書感想文の書き方を学ぶ

日 時 : 8月9日 (水)、8月10日 (木)、8月11日 (金・祝) 午後1時~午後3時

参加者 : 8月9日 6人、10日~11日 5人

対 象 : 小学生

講 師 : 牛田美和子氏

セ. すまいのえほんワークショップ

内 容 : 住まいに関する絵本の読み聞かせと「小さいうち」を作る紙工作

日 時 : 11月23日 (木・祝) 午後1時30分~午後3時30分

参加者 : 25人

対 象 : 小学1年生~6年生とその保護者

講 師 : 吉野純子氏、河合ふみこ氏

ソ. 歴史ミニセミナー

内 容 : 図書館文化サポーターによる相馬半治の研究発表

日 時 : 12月10日 (日) 午後1時30分~午後3時

参加者 : 25人

対 象 : どなたでも

講 師 : 長谷川明男氏

タ. 百人一首であそぼう

内 容 : 5色百人一首を使い2人1組で対戦

日 時 : 1月 7日 (日) 午後2時~午前3時30分

参加者 : 4人

対 象 : 小学生

講 師 : 牛田美和子氏

チ. いどう児童館だよ! ぽんぽこさんあつまれー!

内 容 : パネルシアター、エプロンシアター、絵本にちなんだ遊びコーナー
児童センターのPR

日 時 : 1月18日 (木)、2月14日 (水)、3月15日 (金) 午前10時~午前11時

参加者 : 1月18日 10組、2月14日 9組、3月15日 2組

対 象 : 未就園児と保護者

講 師 : 児童センター職員

ツ. 「あかちゃんはどうやってできるの？」をよんでみよう

内 容 : 「あかちゃんはどうやってできるの？」の読み聞かせ

日 時 : 2月12日(月・祝) 午前11時～午前11時30分

参加者 : 18人

対 象 : 小学3年生以下とその保護者

講 師 : 館明日香氏、未富佑美氏

テ. 朗読ユニットまどかによる朗読会

演 題 : 今は昔五つの美女のものがたり

日 時 : 3月23日(土) 午後2時～午後3時30分

参加者 : 42人

対 象 : どなたでも

講 師 : 朗読ユニットまどか

(1)-3 展示

ア. 子ども読書週間「子どもたちに読んでほしい本」 4月23日(日)～5月12日(金)

イ. 青少年によい本をすすめる県民運動 10月4日(水)～10月24日(火)

ウ. 図書館職員によるおすすめ本の展示 1月4日(木)～1月26日(金)

(1)-4 学校図書館、大学図書館等の連携

ア. 市立図書館・学校図書館連携事業

- ・学校連携セミナー(子ども読書活動推進事業)

日 時 : 第1回 令和5年 7月27日(木) 午後2時00分～午後4時00分

第2回 令和5年10月19日(木) 午後2時00分～午後4時00分

講 師 : 森田盛行氏(第1回)、小幡章子氏(第2回)

参加者 : 第1回 26人、第2回 10人

イ. 名古屋経済大学図書館連携事業

- ・本の修理研修

日 時 : 令和6年2月29日(木) 午前10時～午前11時30分

参加者 : 18人

ウ. 名城大学笠井ゼミによる企画

- ・企画展「図書館の絵本で旅するなつやすみ」 7月16日(日)～8月27日(日)

- ・犬山栗栖小学校総合的な学習の時間「木曾川探検隊」関連展示 1月18日(木)～2月12日(日)

(1) - 5 図書館見学(市内小学校)

日 程	学 校 名	参 加 人 数
9月12日	犬山南小学校	2年生 73名
10月5日	東小学校	2年生 52名
10月24日	城東小学校	2年生 83名
10月27日	犬山北小学校	2年生 74名
11月1日	栗栖小学校	1・2年生 6名
11月7日	犬山西小学校	2年生 85名
11月30日	池野小学校	2年生 12名
1月19日	羽黒小学校	2年生 84名

(1) - 6 職場体験学習（市内中学校）

日 程	学 校 名	参 加 人 数
10月17日～18日	南部中学校	3名
10月19日～20日	犬山中学校	3名
10月26日～27日	城東中学校	3名

(1) - 7 インターンシップ

日 程	学 校 名	参加人数
8月2日～8月3日	犬山高等学校 普通科	2年生 1名
11月7日～11月9日	誠信高校	2年生 5名
11月14日～11月16日	誠信高校	1年生 5名

(1) - 8 広報誌発行

広報誌名	回数
広報犬山「図書館だより」	年 12回
わん Books	年 6回
学校連携スペシャル号	年 2回
としょかんだより	年 12回
学校連携スペシャル号	年 2回

(1) - 9 インターネットでの広報

広報誌名	回数
犬山市立図書館ホームページ	https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/manabu/1000894/index.html
犬山市立図書館公式フェイスブック	https://www.facebook.com/犬山市立図書館-1865167643722405/

(1) - 10 ブックリサイクル

行事名	開催日等	参加人数	内 容
ブックリサイクル	10月14日	—	図書館のリサイクル本等の提供

※楽田小学校の運動会に合わせて楽田ふれあい図書館つばさで実施

(2) ボランティアグループ等

団体名称	活動日	活動内容
ふうちゃんブック	毎月 第1火曜日	読み聞かせ、わらべ唄、手遊び
星とたんぽぽ	7月～3月第1水曜日 (ひよこちゃんおはなし会)	未就園児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべ唄、手遊び 子ども未来園等への派遣おはなし会
おはなし会 「ももたろう」	毎月 第2・4土曜日	幼児・児童を対象に、絵本の読み聞かせ、紙芝居 子ども未来園等への派遣おはなし会
おはなしぼっくす	奇数月 第3土曜日	ストーリーテリング 子ども未来園等への派遣おはなし会
読書会 「藍の会」	毎月 第4金曜日	課題本の読書後、感想を話し合う 「広報犬山」今月の一冊への寄稿
手作り絵本同好会	不定期	創作手作り絵本製作 「ひよこちゃんおはなし会」への作品提供
すずらん	毎月 第2・4火曜日	キーパー、ブッカーの切り出しなど
けるるんくっく	毎月 第1土曜日	紙芝居の読み聞かせ
朗読ユニット 「まどか」	不定期 (令和5年度 年2回)	朗読会の開催
まめっちゃん	毎月 第2日曜日	読み聞かせ、わらべ唄
犬てつ	偶数月 第3土曜日	絵本を読んで問いについてみんなで考える

6. 図書館のあゆみ

1982年7月1日 (昭和57年)	犬山市立図書館建設調査委員会設置要綱制定 同調査委員の委嘱(15人)
11月1日	第1回図書館建設調査委員会の開催
1983年7月5日 (昭和58年)	第2回図書館建設調査委員会の開催
10月6日	第3回図書館建設調査委員会の開催
10月31日	第4回図書館建設調査委員会の開催
11月29日	建設調査委員会会長より市長へ調査報告書提出
1985年2月27日 (昭和60年)	市立図書館建設設計競技の実施(設計事務所6社が参加)
1987年11月16日 (昭和62年)	市立図書館建設計画案の一部変更(地下駐車場の建設計画)
1988年10月28日 (昭和63年)	犬山市立図書館建築確認申請許可
12月26日	土地収用法に基づく事業認定申請
1989年3月22日 (平成元年)	土地収用法に基づく事業認定許可
1990年6月26日 (平成2年)	図書館設置に伴う条例例規審査会
7月1日	旧中央公民館図書室閉鎖
7月31日	犬山市立図書館竣工
8月1日	旧中央公民館図書室から移転作業(8/1~8/2)(蔵書24,137冊を移転)
9月5日	図書館設置及び管理に関する条例提出(同9月20日議決)
10月1日	図書館オープン記念式典
10月2日	図書館一般オープン
11月14日	移動図書館車『ふれあい号』出発式典・運行開始 (定期巡回ステーションとして15か所)
1991年4月1日 (平成3年)	開館時間を午前10時~午後6時に変更
10月15日	視聴覚資料の館外貸出開始
1993年7月21日 (平成5年)	「サル文庫」オープン
1994年4月から (平成6年)	祝日(国民の休日を含む)開館実施 図書・AV資料の館外利用者枠を拡大 (愛知県、岐阜県に居住する者) 図書の館外利用点数を5点から10点に拡大 (AV資料は1点から2点に拡大)
1995年10月1日 (平成7年)	愛知県図書館とのオンライン稼働 図書館コンピュータ新機種稼働
1996年7月1日 (平成8年)	市内学校図書館とのオンライン稼働(4校) (予約システムは11月から)
1997年4月から (平成9年)	毎月の最終日(月末日)開館実施
7月から	市内学校図書館とのオンライン稼働(5校)
1998年5月1日 (平成10年)	市内全小・中学校の学校図書館でオンライン稼働(14校)
12月1日	各務原市立図書館との図書相互貸借協力を開始
1999年8月1日 (平成11年)	常設「本のリサイクル市」を実施

2000年2月2日	国立国会図書館「図書館間貸出」加入館登録
(平成12年) 10月1日	図書館システム新機種稼働
2001年1月4日	図書館ホームページ開設
(平成13年) 4月1日	楽田ふれあい図書館オープン
	個人ボランティア活動開始
5月7日	名古屋経済大学・名古屋経済短期大学部図書館市民開放開始
5月27日	犬山西小ふれあい図書館運用支援開始
2003年1月16日	犬山市社会福祉協議会による「初めて出会う絵本プレゼント事業 (ブックスタート)」協力支援
(平成15年)	
7月1日	携帯電話蔵書検索システム稼働
2004年1月4日	尾張北部広域行政圏(5市2町)図書館の相互利用開始
(平成16年)	
2005年4月1日	楽田ふれあい図書館閉館時間の変更(12:30~16:30 4時間閉館)
(平成17年) 9月30日	市内全小・中学校の学校図書館オンライン休止
2006年7月から	国立国会図書館レファレンス協同データベース事業参加
(平成18年) 8月31日	移動図書館事業休止
10月1日	障がい者郵送貸出サービス開始
	図書館ホームページリニューアル
10月5日	図書館システム新機種稼働
	利用者用インターネット端末1台設置
	パソコン持込利用席2席設置
2007年1月7日	学校インターネット予約貸出開始
(平成19年) 3月1日	インターネット予約開始
2008年4月1日	雑誌予約開始
(平成20年)	
10月1日~14日	図書館利用者アンケート実施
2009年5月1日	視聴覚資料予約開始
(平成21年)	官報情報検索サービス利用者提供開始
7月1日~8月30日	開館時間の試行延長(10:00~19:00)
11月6日	カラーコピー機設置
11月24日	図書館2階教育委員会事務局が市役所新庁舎へ移転
2010年4月1日	図書館2階教育委員会事務室を展示室にリニューアル
(平成22年)	休館日の変更(祝日・振替休日の月曜日を閉館し、直後の平日を休館)
	学習室の平日開放開始
4月18日	視聴覚資料郷土コーナー設置
6月~8月	開館時間の延長開始(10:00~19:00)
(平成23年) 10月4日	図書館システム新機種稼働
	学校図書館とシステムネットワーク化
	図書館ホームページリニューアル
(平成24年) 10月1日	学校連携試行スタート
(平成25年) 3月	子ども読書活動推進計画策定
11月1日	市内各出張所での図書館資料返却受付開始
11月20日	雑誌スポンサー制度開始
(平成26年)	
2014年4月1日	楽田ふれあい図書館閉館日の変更(土曜日、日曜日のみ閉館)
10月31日	犬山西小ふれあい図書館運用支援終了(犬山西小ふれあい図書館閉館による)

	2015年1月1日	図書館広告掲載事業開始
(平成27年)	7月1日	名古屋経済大学図書館との相互交流に関する覚書締結 (犬山市民で犬山市立図書館カード所持者の名古屋経済大学図書館利用登録料無料化)
	10月1日	インターネット予約可能点数を3点から5点に変更
(平成28年)	4月～5月	子ども読書週間おススメ本の展示(名古屋経済大学図書館連携事業)
	9月1日	視覚障がい者等へのデイジー録音図書等の貸出サービス開始
	10月27日	読書通帳の配布開始
(平成29年)	2月～3月	内藤文草回顧展開催(名古屋経済大学図書館連携事業)
	4月1日	犬山市立図書館と名古屋経済大学図書館が所蔵する資料の相互貸借に関する申し合わせ(試行4/1～H30.3/31)
	5月1日	法情報総合データベース「D1-Low.com」検索・閲覧サービス開始
	5月1日	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス開始
	10月～2月	スタンプラリー「つなげてみよう みんなの図書館」(名古屋経済大学図書館連携事業)
	12月1日	犬山市立図書館公式フェイスブックページ開設
(平成30年)	1月4日	「犬文庫」オープン
	2月2日・9日 ・16日	「犬山子ども司書養成講座」開始
	4月1日	犬山市立図書館と名古屋経済大学図書館が所蔵する資料の相互貸借に関する覚書
(平成31年)	3月2日	講演会「日本刀と犬山の歴史」(名古屋経済大学図書館連携事業)
(令和元年)	5月30日	第二次犬山市子ども読書活動推進計画を策定
(令和2年)	6月20日	楽田ふれあい図書館リニューアルオープン 楽田ふれあい図書館開館時間の変更(10:30～17:00 6時間30分)
	3月	ブックガイド作成
	3月30日	子ども読書空間オープン
(令和3年)	10月1日	図書館システム更新
	10月5日～11月2日	名古屋経済大学体験型プロジェクト実施(名古屋経済大学図書館連携事業)
	12月4日	子ども読書空間愛称「ブックキャンプ」の決定
(令和4年)	2月14日	学習支援リスト作成(学校連携事業)
	5月17日	学習室のインターネット予約開始
	10月1日	セキュリティゲート導入
	10月1日	ICタグ導入
(令和5年)	3月1日	パスファインダー作成(学校連携事業)
	3月24日	駐車場車路管制設備更新
	4月23日	「令和5年度子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰」受賞
	6月	出張文庫開始(学校連携事業)
	10月2日	図書館ホームページを廃止し市のホームページに統合
	10月4日	自動貸出機・自動返却機・座席予約システム・イベント管理システム導入 視聴覚ブース改修
	11月18日	いぬやまこども司書クラブ開始
(令和6年)	3月5日	まなびのコテージオープン
	3月	第三次犬山市子ども読書活動推進計画を策定

7. 条例及び規則、要綱

○犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年6月30日
条例第18号

改正 平成24年6月27日条例第21号
(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を犬山市大字犬山字東古券322番地1に置く。

(業務)

第3条 図書館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等の主催及び奨励
- (3) 時事に関する情報及び参考資料の収集、紹介及び提供
- (4) 他の関係機関との資料の相互貸借
- (5) 移動図書館による巡回
- (6) その他図書館活動に必要な業務

(職員)

第4条 法第13条の規定に基づき、図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(管理)

第5条 図書館の管理は、法及びこの条例の規定に基づき、館長が行うものとする。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(利用者の義務)

第7条 図書館の利用者は、図書館の利用に際し、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、秩序を乱すような行為をしてはならない。

(損害賠償)

第8条 図書館の利用者は、図書館資料、設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第33号抄）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の規定による施設の利用許可を受けている者は、改正後の規定による施設の利用許可を受けた者とみなす。

附 則（平成24年6月27日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

平成2年9月25日
規則第16号

犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）の施行期日は、平成2年10月1日とする。

○犬山市立図書館管理規則

平成2年9月25日
教委規則第3号

改正	平成3年3月25日教委規則第1号	平成4年3月30日教委規則第11号
	平成6年2月25日教委規則第6号	平成9年2月28日教委規則第1号
	平成17年9月1日教委規則第2号	平成18年3月27日教委規則第1号
	平成18年10月24日教委規則第4号	平成22年3月25日教委規則第4号
	平成25年4月1日教委規則第4号	平成31年1月10日教委規則第1号
	令和3年2月1日教委規則第1号	令和5年3月17日教委規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）第9条の規定に基づき、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第2条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで
- (3) 特別整理期間（年1回15日以内において館長が定める期間）

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、教育長の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

（入館の制限）

第3条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (3) 伝染性疾患のある者
- (4) その他図書館の管理上支障があると認められる者

（館内利用）

第4条 図書館資料（以下「資料」という。）を館内で利用する者は、指定された場所において当該資料を利用しなければならない。

2 館内において同時に利用できる資料の数は、1人10点以内とする。ただし、特別の理由により館長の承認を得たときは、この限りでない。

（個人の館外利用）

第5条 資料の館外利用ができる者は、愛知県及び岐阜県に居住する者でなければならない。ただし、館長が特に適当と認めた者は、この限りでない。

2 資料の館外利用をしようとする者は、あらかじめ犬山市立図書館貸出登録申込書（様式第1又は様式第2）を館長に提出し、図書館カード（様式第3。以下「カード」という。）の交付を受けなければならない。

3 館長は、カードの交付にあたって必要があると認めるときは、居住を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

4 カードを亡失若しくはき損し、又はその記載事項について変更があったときは、速やかに、犬山市立図書館カード亡失等届（様式第4）を館長に提出し、カードの再交付又は訂正を受けなければならない。

5 カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

（個人の館外利用の手続等）

第6条 資料の館外利用をしようとする者は、カードを係員に提示して、その手続を行うものとする。

- 2 個人が同時に館外利用できる資料の数は、1人につき10点以内とし、そのうち、図書及び雑誌については10点、紙芝居については3点、視聴覚資料については2点をそれぞれ上限とする。
- 3 資料の館外利用できる期間は、15日以内とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外利用できる資料の数又は期間を変更することができる。

(団体の館外利用)

第7条 資料を館外利用することができる団体は、市内に所在する官公署の機関、社会教育、文化及び福祉関係の各種団体その他これらに準ずる団体（以下「団体」という。）で、館長が適当と認めた団体とする。

- 2 資料を館外利用しようとする団体の代表者は、犬山市立図書館団体館外利用申請書（様式第5）を館長に提出し、犬山市立図書館団体館外利用許可書（様式第6。以下「許可書」という。）の交付を受けなければならない。

(団体の館外利用手続等)

第8条 団体で資料の館外利用をしようとするときは、その代表者は、許可書を提示して、その手続をするものとする。

- 2 団体の同時に館外利用できる資料の数は、その構成員1人あたり2点以内とし、合計200点を限度とする。
- 3 団体の資料の館外利用できる期間は、2月以内とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外利用できる資料の数又は期間を変更することができる。

(障害者郵送貸出し)

第8条の2 市内に住所を有する者で、身体に障害があり来館することが困難であると認められるものは、郵送による図書の貸出しを受けることができる。

- 2 郵送による図書の貸出しに要する郵便料金の費用は、市が負担する。
- 3 郵送貸出しのできる資料の数は、1人につき3点以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(館外利用の制限)

第9条 貴重図書、辞書類、郷土資料、行政資料、新聞その他館長が不適当と認めたものは、館外利用ができない。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(館外利用の停止等)

第10条 館長は、次に掲げる者に対しては館外利用を禁止し、又は停止することができる。

- (1) 事実を偽ってカード又は許可書の交付を受けた者
- (2) カード又は許可書を改ざんし、又は他人に譲渡し、若しくは貸与した者
- (3) 資料を利用期間内に返納しなかった者
- (4) 資料を亡失し、又は著しくき損した者及びこれらに伴う弁償の責を負わなかった者

(資料の複写)

第11条 資料の複写の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、犬山市立図書館資料複写申込書（様式第7）を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の複写の申込みを不適当と認めるときは、当該資料の複写に応じないものとする。
- 3 申込者は、複写に要する実費を負担しなければならない。
- 4 複写に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(移動図書館)

第12条 図書館の広域的活用を図るため、図書館に移動図書館を置く。

- 2 移動図書館は、自動車により市内を巡回し、図書の貸出しを行う。
- 3 第7条から第10条及び第12条の規定は、移動図書館に準用する。この場合において、第6条第3項中「15日以内」及び第8条第3項中「2月以内」を「次回の巡回日」と読み替えるものとする。
- 4 移動図書館の巡回場所、日程等は、館長が別に定める。

(会議室等の利用)

第13条 館長は、図書館の業務に支障がない範囲において、会議室、視聴覚室及びボランティアルーム（以下「会議室等」という。）を次に掲げる者に専用利用させることができる。

- (1) 図書館事業に資する活動を行う団体
- (2) 国、地方公共団体その他の公共団体及び公共的団体

(3) 地域の自治及び生活環境の向上を目的とした地縁に基づく組織

(4) その他館長が認める者

2 会議室等を専用利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、犬山市立図書館会議室等利用申請書（様式第8）を、専用利用しようとする日の属する月の3月前の初日から当該利用日の前日までに、館長に提出し、犬山市立図書館会議室等利用許可書（様式第9）の交付を受けなければならない。

（利用許可の制限）

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しないことができる。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 政治又は宗教を目的とするとき。

(3) その他会議室等の維持管理上不相当と認められるとき。

（遵守事項）

第15条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。

(2) 許可を受けた施設及び設備以外のものを利用しないこと。

(3) 係員の指示に従い、善良な管理者の注意をもって当該会議室等を利用すること。

(4) その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

（亡失等の届出）

第16条 図書館の利用者で、資料、施設及び備品を亡失、汚損、き損等した者は、直ちに犬山市立図書館資料等亡失等届（様式第10）を館長に提出し、その指示を受けなければならない。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年3月25日教委規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日教委規則第11号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月25日教委規則第6号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月28日教委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月1日教委規則第2号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月24日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月25日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日教委規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月10日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月17日教委規則第2号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

○犬山市図書館協議会規則

平成2年9月25日
教委規則第4号

改正 平成6年3月25日教委規則第11号 平成9年4月25日教委規則第7号
平成21年2月25日教委規則第6号 平成28年3月29日教委規則第16号
令和5年7月5日教委規則第13号 令和6年3月8日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年条例第18号)第6条の規定に基づき、犬山市図書館協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、2年とする。
- 3 会長は、協議会を総括し、協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、犬山市教育委員会が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、教育部文化推進課において行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月25日教委規則第11号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月25日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成21年2月25日教委規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日教委規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月5日教委規則第13号)

この規則は、令和5年7月5日から施行する。

附 則(令和6年3月8日教委規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会規則

平成29年3月27日
教委規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第8条の規定に基づき、犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立小学校の教職員の代表
- (2) 市立中学校の教職員の代表
- (3) 読み聞かせボランティア団体の代表
- (4) 学識経験者

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育部文化推進課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月8日教委規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○犬山市立図書館障害者郵送貸出サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。)第8条の2の規定による障害者郵送貸出サービス(以下「障害者サービス」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 障害者サービスを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 市内に居住する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、肢体不自由の1級及び2級のもの

(2) その他前号に準ずる者で、郵送貸出以外の方法による図書館の利用が困難と認められるもの

(利用登録)

第3条 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用しようとするときは、規則第5条の規定に基づき図書館カードの交付を受けた上で、障害者郵送貸出サービス利用登録申込書(別記様式)を図書館長に提出し、登録を受けなければならない。

(貸出)

第4条 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用して図書館資料(以下「資料」という。)の貸出を受けようとするときは、郵便、電話、ファックス又は来館の方法により申し込むものとする。

2 資料の郵送による貸出の期間は、貸出の日から起算して30日以内とする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成31年2月15日要綱第2号)

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附 則(令和5年3月27日要綱第37号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

○犬山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館(以下「図書館」という。)が購入することを決定し、図書館に配架する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者(以下「雑誌スポンサー」という。)の事業に係る広告を行う制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、図書資料購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実に資することを目的として、雑誌スポンサーから提供された雑誌を広告媒体として活用することにより事業者の情報発信の場を提供するものをいう。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、犬山市立図書館長（以下「館長」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館に配架する。

2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面のカバーに雑誌スポンサー名を、裏面のカバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。

3 スポンサー名及び広告の用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その広告の規格等は別表第1に掲げるとおりとする。

4 スポンサー誌の配架場所は館長が決定する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーが、犬山市広告掲載基準（平成19年1月10日施行）第4条各号に該当する規制業種若しくは事業者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者に係るものは対象としない。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、犬山市広告掲載事業実施要綱（平成19年1月10日施行）第3条第1項各号及び犬山市広告掲載基準第5条各号に該当するものは対象としない。

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則として犬山市（以下「市」という。）が掲出を決定した月の翌月1日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市が認めたときは期間を延長することができる。

2 広告の内容は四半期ごとに変更することができる。

3 前項の場合においても第7条に規定する犬山市広告掲載審査委員会の審査を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの募集)

第6条 雑誌スポンサーになることを希望する者は、図書館が別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（様式第1）に掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

(雑誌スポンサー広告掲載審査委員会)

第7条 犬山市広告掲載事業実施要綱第8条に規定する犬山市広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて、広告掲載の可否を審査する。

(広告掲載の順位決定)

第8条 審査委員会による審査の結果、広告掲載が適当であると認められる者が、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、申込み受付順に優先権を与え、郵送等により同着の場合は公開抽選で優先権を決定する。

(雑誌スポンサーの決定)

第9条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2）により通知する。

(覚書)

第10条 前条の規定による通知を受け取った者は、速やかに覚書（様式第3）を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌購入代金の支払い方法)

第12条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、市が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。

2 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。

3 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、市と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

第13条 スポンサー誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月9日から施行する。

○犬山市立図書館ボランティア連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティア相互の交流を深め、もって読書活動の推進を図ることを目的として設置する犬山市立図書館ボランティア連絡会(以下「連絡会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 読書活動の推進に関すること。
- (2) 図書館ボランティアの活動に関すること。
- (3) 図書館ボランティアの交流に関すること。
- (4) 図書館におけるボランティア行事の企画及び運営に関すること。

(会員)

第3条 連絡会の会員は、犬山市立図書館ボランティアとして登録している者及び犬山市立図書館ボランティア団体の構成員のうち連絡会の趣旨に賛同した者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、1年とする。
- 3 会長は、連絡会を総括し、連絡会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、館長が招集する。

- 2 連絡会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、会員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会の庶務は、教育部文化推進課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○犬山市図書館所蔵資料複写に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、著作権法(昭和45年法律第48号。以下「法」という。)及び犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。)で定めるもののほか、犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館(以下「図書館」という。)において所蔵する資料の複写に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写機の稼働時間)

第2条 図書館の複写機の稼働時間は、図書館の開館時間内とする。

(複写対象)

第3条 複写することができる資料は、図書館が所蔵する資料とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 法に違反するもの
- (2) 技術上複写が困難なもの
- (3) 資料の損傷が著しいもの
- (4) 規則第11条第2項に該当するもの

(複写範囲及び部数)

第4条 複写できる範囲は、別表のとおりとする。ただし、著作権者の許諾を得られた場合は、この限りでない。

2 複写部数は、1部とする。

(実費の徴収)

第5条 規則第11条第3項に規定する申込者が負担する複写費用は、複写1枚につき白黒の場合にあっては10円、カラーの場合にあっては50円とする。

(複写方法)

第6条 複写に当たっては、図書館に備え付けられた機器を用いるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

○犬山市立図書館視覚障害者等サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、犬山市立図書館(以下「図書館」という。)による視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)へのサービス(以下「視覚障害者等サービス」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(視覚障害者等サービスの種類)

第2条 この要綱における視覚障害者等サービスは、次に掲げるものをいう。

- (1) デイジー録音図書等(その利用が制限されている視覚障害者等のために作成された点字、デイジー録音図書等の資料及びデイジー録音図書再生機をいう。)の貸出しサービス(以下「資料等貸出サービス」という。)
- (2) 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク(以下「サピエ」という。)におけるデイジー録音図書等のデータを提供するネットワークサービス(以下「サピエ図書館サービス」という。)

(利用対象者)

第3条 視覚障害者等サービスを利用することができる者は、市内に住所を有する視覚障害者等で別表に例示する状態にあって、視覚により認識される表現方式のままでは著作物を利用することが困難な者とする。

(利用者登録等)

第4条 視覚障害者等サービスを利用しようとする者は、視覚障害者等サービス利用申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に氏名、住所、身体の状態等を証明するものを添えて犬山市立図書館長(以下「館長」という。)に提出するものとする。

2 前項の申請に当たり、視覚障害者等サービスを利用しようとする者が、代理人に申込書への記入を依頼したときは、申込者に代わり代理人が申込書に記入することができる。なお、視覚障害者等サービスを利用しようとする者から図書館の係員に申込書への記入の依頼があったときは、申込者に代わり図書館の係員が記入するものとする。

3 館長は、第1項の申込みを受理したときは、利用登録確認項目リスト（様式第2）を用いて、前条に規定する利用対象者であることを確認した上で、視覚障害者等サービスの利用者として登録するものとする。

（資料等貸出サービスの利用手続）

第5条 資料等貸出サービスにより利用することができる資料の数は規則第6条第2項に規定する数（デジタイズ録音図書再生機器にあっては、1台）とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、次条第3号に規定するデジタイズ録音図書等の貸出期間は、資料を所蔵する公共図書館等の貸出条件に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貸し出した資料について他に貸出しの予約がない場合は、1回かつ30日以内の期間に限り貸出期間を延長することができる。

3 デジタイズ録音図書等の貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の2週間前までに、電話又は来館により申込みをしなければならない。

（貸出しが可能なデジタイズ録音図書等）

第6条 資料等貸出サービスにおいて貸出しが可能なデジタイズ録音図書等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館が所蔵するデジタイズ録音図書等

(2) 図書館がサピエ図書館サービス又は国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスによりデータを受信し、CD盤に書き込んで作成するCD盤デジタイズ録音図書等

(3) 図書館が借り受けることができる他の公共図書館等が所蔵するデジタイズ録音図書等

（貸出方法等）

第7条 前条に規定するデジタイズ録音図書等の貸出しは、視覚障害者等サービス利用者又はその代理人の来館によるほか、音声データを書き込んだCDの郵送により行うものとする。

2 前項の郵送による貸出しについては、規則第8条の2の規定を準用する。

（サピエ図書館サービスの利用）

第8条 視覚障害者等サービスの利用者は、サピエの個人会員の登録をすることにより、サピエ図書館サービスを直接利用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

○犬山市図書館サポーター制度要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の図書館への理解を深めるとともに、市民参加による図書館活動の活性化を図るため設置する犬山市図書館サポーター（以下「サポーター」という。）の登録及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（サポーター）

第2条 犬山市立図書館の館長（以下「館長」という。）は、図書館活動の趣旨に賛同し、運営の支援のためにその知識及び能力を無償で提供できる者を、サポーターとして登録する。

2 サポーターは、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、館長が認める場合は、この限りでない。

(1) 小学生4年生以上であること。（小学生にあっては、犬山市立図書館において実施する犬山子ども司書養成講座に参加し、修了証を得た者に限る。）

(2) 未成年者にあっては、サポーターとして活動することについて保護者の同意が得られていること。

(3) 犬山市立図書館又は楽田ふれあい図書館（以下「図書館等」という。）において実施する研修等に参加できること。

(4) 図書館等の業務に支障をきたすおそれがないと認められること。

（活動の場所及び内容）

第3条 サポーターの活動場所は、図書館等とする。

2 サポーターの活動の内容及び区分は、別表のとおりとする。

(登録)

第4条 サポーターの登録を受けようとする者(以下「届出者」という。)は、犬山市図書館サポーター登録届(様式第1)を館長に提出するものとする。登録した事項を変更し、又は登録を更新しようとするときも、同様とする。

2 館長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、届出者を犬山市図書館サポーター登録台帳(様式第2)に登載し、サポーターとして登録するものとする。

3 館長は、初めてサポーターの登録を受けようとする者から第1項の届出があったときは、前項の審査とともに、当該届出をした者と面接を行うものとする。

(登録証)

第5条 館長は、前条第2項の登録をしたときは、登録した者(以下「登録者」という。)に対し、犬山市図書館サポーター登録証(様式第3)を交付するものとする。

2 登録者は、サポーターの活動を行うときは、前項の登録証を着用しなければならない。

(登録期間)

第6条 登録期間は、第4条第2項の登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、登録を更新することを妨げない。

(抹消)

第7条 館長は、登録者が、第2条第2項各号の要件を満たさなくなったとき、又は図書館活動に支障をきたす行為を行ったとき等は、その者に係るサポーターの登録を取り消すことができる。

(活動記録)

第8条 登録者は、サポーターの活動を行ったときは、活動記録帳(様式第4)に所定の事項を記入しなければならない。

(研修)

第9条 犬山市立図書館は、登録者に対し、その活動の区分に応じ、必要な基礎知識及び技能の取得のための研修を実施するものとする。

(遵守事項)

第10条 登録者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令等の規定に違反しないこと。
- (2) サポーター活動の実施中においては、館長の指示に従うこと。
- (3) サポーター活動において知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (4) サポーター活動において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動をしないこと。

(賠償責任)

第12条 犬山市立図書館は、サポーターの活動により生じた事故、損害、紛争等に係る損害については、その責を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月10日要綱第142号)

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。ただし、第2条第2項第2号及び様式第1の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日要綱第37号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

図書館年報 2024年度（令和6年度）版

2024年（令和6年） 7月発行

編集・発行
シンエイライフ犬山ライブラリー
（犬山市立図書館）

（犬山市 教育部 文化推進課 図書館）

〒484-0083 犬山市大字犬山字東古券322番地 1

電 話（0568）62-6300

F A X（0568）62-4757

Copyright©2011 by Inuyama City Library, Japan

〈犬山市立図書館ホームページURL〉

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/manabu/1000894/index.html>